

寒川町
避難行動要支援者きずなプラン
(避難支援全体計画)



2016年(平成28年)3月

寒 川 町

目 次

第1章 総則

- 1 避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画策定）に
あたって 1
- 2 避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）の目的 ... 1
- 3 要配慮者と避難行動要支援者 1

第2章 避難行動要支援者の把握と情報の共有

- 1 避難行動要支援者名簿の掲載対象者 3
- 2 避難行動要支援者情報の把握 3
- 3 名簿に掲載する個人情報の範囲 4
- 4 避難行動要支援者情報の収集 4
- 5 名簿情報の提供 4
- 6 名簿情報の更新 5
- 7 個人情報の保護 5

第3章 個別支援プランの作成

- 1 個別支援プラン作成の目的 6
- 2 個別支援プランの内容 6
- 3 個別支援プランの提供 6
- 4 個別支援プランの適正管理 6
- 5 個別支援プランの確認・修正 6

第4章 災害発生時の対応

- 1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施 8
- 2 避難支援の実施 8
- 3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援... 8

第5章 日頃の備え

- 1 情報伝達体制の整備 10
- 2 避難支援体制の整備 10
- 3 防災意識の普及・啓発 11

参考（様式）

- 第1号様式・・・ 避難行動要支援者名簿
- 第2号様式・・・ 「避難行動要支援者名簿（平常時）」及び「避難支援希望確認書兼個別支援プラン」受領書
- 第3号様式・・・ 避難行動要支援者名簿（災害時）受領書
- 第4号様式・・・ 避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届
- 第5号様式・・・ 災害発生時等における避難支援希望確認書兼
個別支援プラン

1 避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）策定にあたって

近年、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生しています。また平成23年3月には東北地方を中心とする東日本大震災が発生し、想像を遥かに超える大きな被害をもたらしました。

このような災害においては、犠牲者の多くを高齢者や障がい者等の避難行動要支援者（従来の災害時要援護者）が占めており、日ごろから避難行動要支援者等が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが被害を最小限にとどめるうえで非常に重要です。また、実際に災害が発生した場合には「自らの命は自らが守る」という「自助」が大前提となりますが、地域による助け合いである「共助」も重要であることは先の災害から明らかになっています。そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、町・消防などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」の機能とその「きずな」を最大限に発揮できる体制づくりを進めていくことも重要となります。

こうした状況を踏まえ、国は平成25年6月に、災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿作成を市町村の義務とし、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面訂正した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。指針では各自治体における大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災の取り組みの強化などが示されました。そこで、寒川町ではこの法改正を受け、これまでの「災害時要援護者支援指針」の全体を見直し、「寒川町地域防災計画」の下位計画として位置づけた「寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）」を作成します。

2 避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）の目的

「寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）」は、避難行動要支援者の「自助」及び、地域や住民による「共助」を基本とし、地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適確に行うため、平常時から地域において避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適確に行うことができるよう、避難行動要支援者に関する情報を提供し、防災情報の伝達手段・伝達体制、避難誘導等支援体制の整備を推進することを目的とします。

3 要配慮者と避難行動要支援者

「要配慮者」とは、災害発生時等に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々をいいます。

要配慮者のうち、高齢者や障がい者など、災害発生時等に一人で避難することが困難であり、特に支援を必要とする方を、「避難行動要支援者」と位置付け、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、地域での避難支援体制づくりを行います。

なお、本計画では、より緊急性が高く他者の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方について、重点的かつ優先的に取り組むこととします。

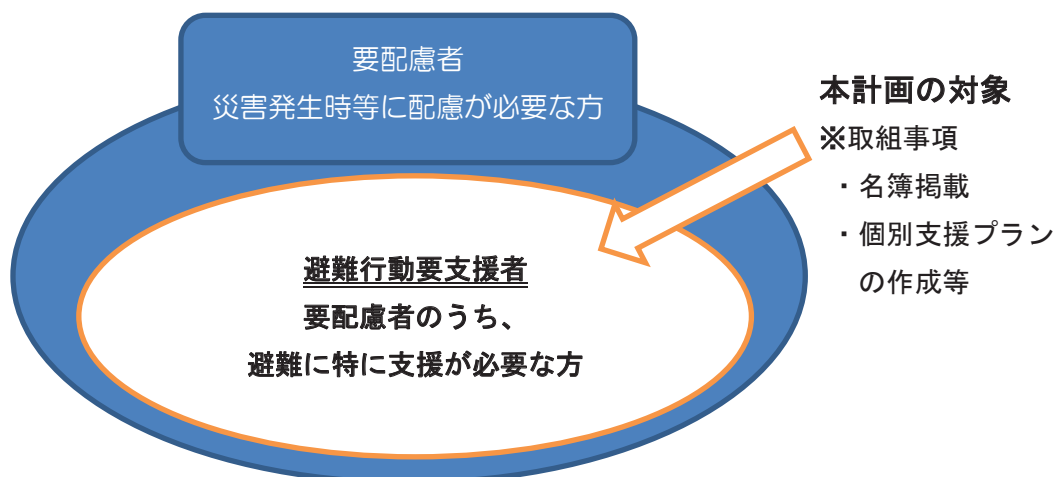
○用語の定義（災害対策基本法より）

【要配慮者とは】

高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮が必要な方を「要配慮者」といいます。その他の特に配慮が必要な方とは、難病患者、妊産婦、外国人等が想定されます。

【避難行動要支援者とは】

要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な方で、家族等の支援も得られない特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。



第2章 避難行動要支援者の把握と情報の共有

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を適確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握及び関係機関との情報共有が必要となります。このため、平常時から避難行動要支援者の居住地や状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるように「避難行動要支援者名簿」を作成します。

1 避難行動要支援者名簿の掲載対象者

- (1) 高齢者（75歳以上のひとり暮らし高齢者）
- (2) 要介護者（要介護状態区分 3・4・5）
- (3) 障がい者（身体障害者手帳 1級・2級）
- (4) 障がい者（療育手帳 A1・A2）
- (5) 障がい者（精神障害者保健福祉手帳 1級）
- (6) その他（要配慮者のうち、家族等による必要な支援を受けられない方で、なおかつ、ひとりでは避難できない方のうち、自ら支援を希望する方）

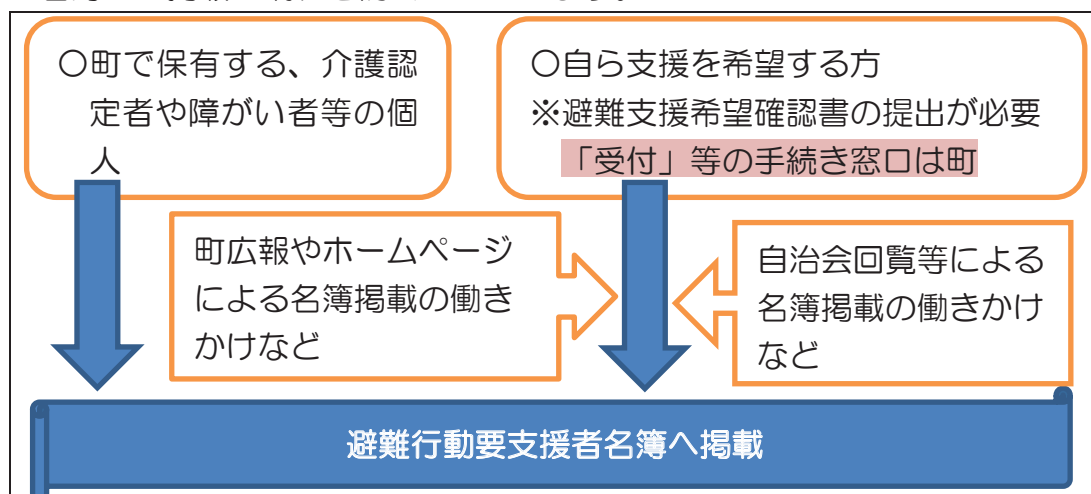
（注）介護施設等の入所者は除く

2 避難行動要支援者情報の把握

町は、災害対策基本法に則り、町で保有する個人情報を活用して、避難行動要支援者名簿を作成します。

しかし、町で保有する個人情報だけでは、真に支援を必要とする方が把握出来ない可能性もありますので、それを防ぐために、名簿の掲載対象（上記（1）～（5））以外の要配慮者にあっても、自ら支援を希望される方（上記（6））を名簿に掲載します。

なお、避難行動要支援者名簿への掲載の働きかけにあっては、地域の自主防災組織（自治会）や民生委員・児童委員にご協力をいただくなど、可能な限り、名簿への掲載の漏れを防ぐこととします。



3 名簿に記載する個人情報の範囲

町では、国の取組指針を受け、次に掲げる情報を名簿に**記載**するものとし
ます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 本人連絡先（電話番号）
- (6) 緊急時連絡先（電話番号、本人との関係）
- (7) 避難支援等を必要とする事由
- (8) その他、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者情報の収集

名簿に**記載**する個人情報のうち、(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所 (7) 避難支援等を必要とする事由は、町の各担当課で管理している個人情報を福祉課で集約します。また、(5) 本人連絡先 (6) 緊急時連絡先及び (7) 避難支援等を必要とする事由で町が管理している以外の情報等がある場合は、町から名簿掲載対象者に対して送付する、「災害発生時等における避難支援希望確認書」へ対象者本人（もしくはその家族等）が記入、もしくは追記した情報を、(8) その他の事項については、町情報並びに本人等からの情報も併せて利用します。

また、自ら支援を希望される方の個人情報は、提出された「災害発生時等における避難支援希望確認書」から、名簿へ記載する全ての情報を収集します。

5 名簿情報の提供

町は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた方及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した方の名簿情報を、平常時から避難支援等関係者に提供して情報を共有します。

また、災害発生時等において、要支援者の生命又は身体を保護するため、町長が特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者へ提供するものとします。

なお、避難支援等関係者は、町から提供を受けた名簿を受領する際には受領書を提出するとともに、本人から収集した情報の管理を含めた名簿管理責任者（避難支援等関係者の代表者等）を設置するものとします。

＊ 避難支援等関係者とは、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう

（改正災害対策基本法第四十九条の十一第二項より）

6 名簿情報の更新

町は、毎年定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行い、避難支援等関係者に更新された名簿を提供できる体制を整えます。

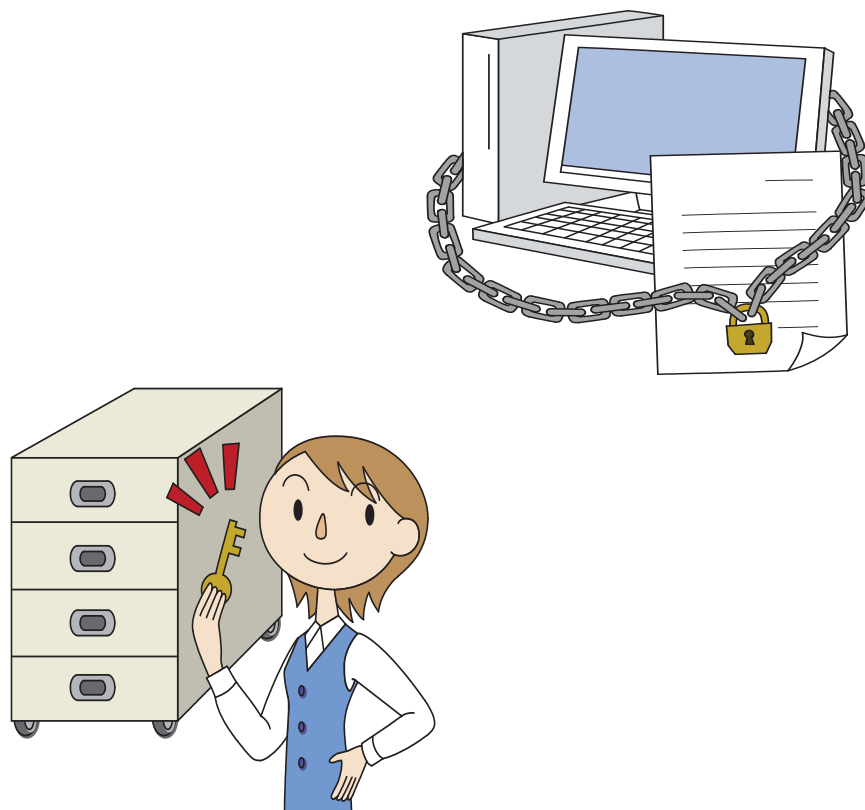
7 個人情報の保護

名簿を活用する一方で、その内容はいずれも重要な個人情報です。名簿の提供を受けた者に対しては、法律上の秘密保持義務（災害対策基本法第四十九条の十三）が課せられていますので、その取り扱いには十分注意していただく必要があります。

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理を徹底します。

また、名簿の管理責任者の交代があった際には、町へ「避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届」を提出するとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行っていただく必要もあります。

町では、避難行動要支援者名簿を提供する際に、個人情報保護の徹底を図ります。さらに、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、その利益が損なわれることがないように、避難支援等関係者へ名簿提供時等に説明するとともに、町で保管する名簿についても、バックアップデータ等を含め、情報を適正に管理します。



第 3 章 個別支援プランの作成

1 個別支援プラン作成の目的

災害発生時又はそのおそれがある場合、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するため、あらかじめ、避難などについて人的な支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況を把握しておくことが必要です。

そのため、自主防災組織等の避難支援等関係者が中心となり、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、配慮しなくてはならない事項を記載した個別支援プランを作成します。

*自主防災組織等とは自治会（町内会）、民生委員・児童委員をいう

2 個別支援プランの内容

（１）個別支援プランには次の内容を記載するものとします。

- ア）支援が必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など
（避難支援希望確認書に記載）
- イ）家族構成 （避難支援希望確認書に記載）
- ウ）避難支援に配慮しなくてはならない事項
- エ）緊急時の連絡先 （避難支援希望確認書に記載）
- オ）避難支援者の氏名、連絡先など

3 個別支援プランの提供

町が収集した「避難支援希望確認書兼個別支援プラン」を自主防災組織等に提供します。

4 個別支援プランの適正管理

個別支援プランの提供を受けた者は適正に管理するとともに、避難支援の目的以外に個別支援プランを使用してはいけません。また、避難行動要支援者が同意した者及び避難支援者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮します。

5 個別支援プランの確認・修正

避難行動要支援者及び自主防災組織等や避難支援者は、迅速・適確な避難が実施できるよう、お互いに個別支援プランの内容について事前に確認するものとします。

また、町は毎年１回、名簿を更新し、自主防災組織等へ提供しますが、町が持っている情報以外の記載事項の変更を自主防災組織等や避難支援者が把

握した場合は個別支援プランを随時修正し、正しい情報に更新するとともに町に報告します。



1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

(1) 災害が発生した時または災害が発生する恐れがある時、自主防災組織等や避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かいます。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行します。

(2) 自主防災組織等や避難支援者は、町からの防災無線、防災メール及び地域で入手した情報をもとに、避難行動要支援者に災害情報を伝達します。その方法は、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施します。

(3) 自主防災組織等や避難支援者は、情報を伝達する際に、安否確認を行います。同時に、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況等を把握し、避難の必要があるかどうかを考え適切な支援を行います。

2 避難支援の実施

(1) 自主防災組織等や避難支援者は、避難が必要と判断したときは個別支援プランに基づき、避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあります。人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。

なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、例えば発災時に避難支援に向かった先で、避難行動要支援者が支援を受けることを拒んだ場合などに、当該避難行動要支援者に対して避難するように説得するような役割ではありません。

(2) 自主防災組織等や避難支援者は、災害発生時等に個別支援プランに基づく支援を実施しますが、何らかの理由により支援が実施できないときや、二次災害のおそれがあると判断した場合は、災害対策本部へ連絡することとします。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

町は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿掲載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、

その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援等に活用すべく、名簿情報を避難支援等関係者（自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防、警察等）などに提供します。



1 情報伝達体制の整備

町は、大規模な地震・津波の発生又は災害の発生が予測されるときは、防災行政無線のほか、町内の公共施設に設置している戸別受信機や電子メール、ケーブルテレビやコミュニティFM放送局、広報車・電話・ファクシミリ等様々な手段を確保し、避難準備情報等の緊急情報を提供します。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用を推進します。

また、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。



【情報伝達手段】

- ①防災行政無線の活用（町内の公共施設に設置の戸別受信機等）
- ②携帯電話メール（災害情報配信サービス）の活用
- ③ケーブルテレビ、コミュニティFMによる広報
- ④広報車・消防団等による広報
- ⑤電話・ファクシミリの活用

2 避難支援体制の整備

（１）地域における避難支援体制の整備

ア）自主防災組織等や要支援者は互いに、平常時から顔の見える関係を築くため、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、防災意識を高め、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。

イ）自主防災組織等や避難支援等関係者は、平常時から、避難行動要支援者の状況を把握し、支援体制を整備するとともに、地域での自主防災訓練など、防災の取り組みを進めることが必要です。

ウ）大規模な災害が発生したときは、避難支援する側の者が被災者となる可能性もあり、支援活動ができないことも想定されます。このため、「地

域による支援活動は義務や責任を伴うものではないこと」を、避難支援を受ける側の者を含め、関係する方々が理解し、災害への備えを行っておくことが重要です。

(2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

町と協定を結んでいる社会福祉施設等においては、町から提供される避難情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れなど避難支援体制の整備に努めるものとします。

3 防災意識の普及・啓発

町は、住民に対し、日頃から広報等を通じ、災害時の対応や防災に関する知識などについて情報提供を行い、防災意識の啓発や防災体制の強化、充実に努めます。



*「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、可能な限り「障がい」という表記にしています。

避難行動要支援者名簿

様式 1

No.	氏 名	生年月日	性 別	住 所	本人連絡先 (電話番号)	緊急時連絡先			避難支援等 を必要とする理由 (*2)	その他			
						電話番号	氏 名	本人との関係 (*1)		等級等	支援希望の有無	自主防災組織等	民生委員・児童委員
1	(例) 寒川太郎	S5.1.1	男・女	寒川町宮山 1 6 5	74 -****	75 -****	寒川花子	2	2	5	有・ 無	×××自治会	宮山一郎
2			男・女								有・無		
3			男・女								有・無		
4			男・女								有・無		
5			男・女								有・無		
6			男・女								有・無		
7			男・女								有・無		
8			男・女								有・無		
9			男・女								有・無		
10			男・女								有・無		

(*1) 本人との関係 1：親族（同居）／ 2：親族（別居）／ 3：親族以外

(*2) 避難支援等を必要とする理由

1：75才以上の一人暮らし高齢者／ 2：要介護認定：3・4・5／ 3：身体障がい者1級・2級

4：知的障害 A1・A2／ 5：精神障害1級／ 6：その他（要配慮者のうち家族等による必要な支援を受けられない方で、なおかつ、ひとりでは避難できない方のうち、自ら支援を希望する方）

様式2

年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

「避難行動要支援者名簿（平常時）」及び「避難支援希望確認書 兼個別支援プラン」受領書

本日、私は、寒川町避難行動要支援者きずなプラン（避難支援全体計画）における「避難行動要支援者名簿（平常時）」及び「避難支援希望確認書兼個別プラン」の提供を受けるにあたり、法律上の秘密保持義務（災害対策基本法第四十九条の十三）を遵守するとともに、厳重な保管・管理に努め、記載された個人情報の漏えいや目的外使用等による権利侵害がないよう適切に取り扱います。

また、今後、名簿更新に伴って受領する避難行動要支援者名簿についても同様の扱いとします。

避難支援等関係者 名 称：

名 簿 管 理 責 任 者（避難支援等関係者の代表者等）

住 所：寒川町

氏 名：

㊞

電話番号：

携帯番号：

個人情報の管理について

町が提供する避難行動要支援者名簿には、自分が居住する地域に自分の個人情報を提供することに同意した方（地域を信頼し、自分の情報を預けた方）が掲載されています。

そのため、避難行動要支援者支援制度を行うにあたっては、個人情報を適切に扱うことが必須となりますので、個人情報の扱いは各自で責任を持って行って下さい。

もし、個人情報が、悪質な名簿業者に渡ると、「振り込め詐欺」などのような犯罪による被害を受ける可能性があります。特に、本制度の対象者である高齢者や障がいのある方などは、悪質業者の被害者となりやすい方と考えられ、被害を受ける危険性も高くなります。

また、個人情報の漏えいは、避難行動要支援者や避難支援者など、制度に関わる皆さんに大きな精神的苦痛や経済的損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。

そのため、避難行動要支援者の情報は、次のとおり慎重に管理して下さい。

守秘義務	* 制度を実施する地域の支援者には守秘義務が課せられます。守秘義務とは、制度に関して、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に絶対に漏らさないことです。なお、自分が支援の担当でなくなった後や、今後の制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。
管理方法	* 避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に管理して下さい。 * 避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払って下さい。 * 必要以上の複製、複写は禁止します。複製・複写する場合は、部数等を把握し、名簿の受領者や保管者の管理を行い、町に必ず「避難行動要支援者名簿（平常時）」及び「避難支援希望確認書兼個別プラン」受領書を提出して下さい。
引き継ぎと更新について	* 管理者が替わる場合は、取り扱い方法等について確実に引き継ぎを行っていただき町に必ず『避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届』及び『避難行動要支援者名簿（平常時）』及び「避難支援希望確認書兼個別プラン」受領書を提出して下さい。 * 町が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿更新時には、全て町に返却していただきます。

様式3

年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

避難行動要支援者名簿（災害発生時）受領書

本日、私は避難行動要支援者名簿（災害発生時）を受領しました。

避難支援等関係者 名 称：

名 簿 管 理 責 任 者（避難支援等関係者の代表者等）

住 所：寒川町

氏 名：

㊞

電話番号：

携帯番号：

様式 4

避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）交代届

私は、 年 月 日付、{任期满了・その他()}により、名簿管理責任者を交代致しました。

つきましては、寒川町よりお預かりしている避難行動要支援者名簿を、新管理責任者（代表者）に引き継ぎましたので報告します。

年 月 日

(あて先) 寒 川 町 長

避難支援等関係者の名称

	旧管理責任者（代表者）	新管理責任者（代表者）
住 所	寒川町	寒川町
氏 名	印	印
電話番号		

様式 5

災害発生時等における避難支援希望確認書兼個別支援プラン

* 避難支援希望確認書

記入日：平成 年 月 日

氏 名	フリガナ _____		生年月日	(明・大・昭・平) 年 月 日 (男・女) (才)	
住 所	〒 _____ 寒川町				
自宅電話番号 (本 人)			携帯電話番号 (本 人)		
FAX 番号			加入自治会名	_____ 自治会	未加入
緊急時連絡先 (本人以外)	電話 番号	緊急時 連絡先氏名			
	携 帯 番 号	名簿対象者 本人との関係		同居親族・別居親族・その他	
	FAX 番号				
緊急時連絡先 (本人以外)	電話 番号	緊急時 連絡先氏名			
	携 帯 番 号	名簿対象者 本人との関係		同居親族・別居親族・その他	
	FAX 番号				
避難支援等 を必要とする 事由	該当に☑を、区分等については該当箇所に○印をつけて下さい。				
	☐ 介護認定を受けている 要介護状態区分：(3 ・ 4 ・ 5) ☐ 手帳所持 ☐ 身体障害者手帳 (1 ・ 2) 級 障がい名： _____ ☐ 療育手帳 (A1 ・ A2) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ☐ その他 (_____)				
避難行動要支援者（高齢者や障がい者など、災害発生時に一人で避難することが困難であり、特に支援を必要とする方）は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援関係者（自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防、警察等）から災害発生時における避難行動の際の支援（情報伝達・安否確認・避難行動の支援）を受ける可能性は高まりますが、避難支援等関係者自身やそのご家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものでなく、また、避難支援関係者は、法的な責任を負うものではありません。 (該当に☑) 上記の内容を理解し、安否の確認、避難の支援、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、ここに記載した個人情報、避難支援等関係者へ提供することに、 ☐ 同意します ➡ 裏面記入あり ☐ 趣旨を理解した上で、同意しません ➡ 記入終了					

***個別支援プラン**

家族構成 (該当に☑)	☐ ひとり暮らし ☐ 日中ひとり ☐ 高齢者のみ ☐ 障がい者のみ ☐ 高齢者と障がい者のいる世帯 ☐ 高齢者と障がい者のみの世帯 ☐ 乳幼児のいる世帯								
地震等の災害発生時における避難支援に配慮しなければならない事項 (該当に☑)									
☐ 立つことや歩行ができない ☐ 物が見えない (見えにくい) ☐ 危険なことを判断できない ☐ 妊婦 ☐ 音が聞こえない (聞き取りにくい) ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ 乳幼児 (人) 保護者									
● ☐ 避難勧告が出た場合、情報を伝えてほしい									
● コミュニケーション ☐ できる ☐ 手段があればできる (コミュニケーションに必要な手段) ☐ 大きな声 ☐ 筆談 ☐ 絵カード・写真 ☐ ジェスチャー ☐ その他 ()									
● ☐ 避難する時に誰かに介助してほしい ☐ 支えが必要 ☐ 杖・歩行器所持 ☐ 車いす所持									
代理人による 記入の場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">代理人氏名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 20%;">代理人住所</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>本人との関係</td> <td></td> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table>	代理人氏名		代理人住所		本人との関係		連絡先	
代理人氏名		代理人住所							
本人との関係		連絡先							
避 難 支 援 者 (いる場合は記入して下さい)									
	氏 名	住 所	連 絡 先						
①			電 話 番 号						
			携 帯 番 号						
			F A X 番 号						
			メールアドレス						
②			電 話 番 号						
			携 帯 番 号						
			F A X 番 号						
			メールアドレス						
民生委員氏名			電話番号						

* 情報提供の同意について、変更の申し出がない限り自動で継続になります。

*** 災害時は、「自助」が大前提です。平常時から避難行動要支援者本人や家族で災害時の対応を決めておいて下さい。また、支援確認のため必要に応じ、避難支援等関係者が訪問調査することもあります。**

*災害発生時等における避難支援は、自治会が中心となって実施されます。自治会未加入者の方は自治会に加入しましょう。